

大学部門 新型コロナ感染者等発生時の対応方針

No.	感染者等のカテゴリ	状況	本人の入構	全学的な入校禁止措置	授業対応	備考
①	本学学生・教職員本人 *発症の3日前以降に大学に入構している場合	感染	入構不可、入構再開は保健所の指示による	保健所との協議による*1	保健所との協議による*1	文科省担当課へ報告
②	本学学生・教職員本人 *発症の3日前以降に大学に入構していない場合	感染	入構不可、入構再開は保健所の指示による	特別な対応なし*2	特別な対応なし*2	文科省担当課へ報告
③	本学学生・教職員本人	濃厚接触者	感染者に最後に接触した日から起算して2週間は入構不可或いは保健所の指示による	特別な対応なし	特別な対応なし	
④	本学学生・教職員の同居人	感染	感染者に最後に接触した日から起算して2週間は入構不可或いは保健所の指示による	特別な対応なし	特別な対応なし	
⑤	本学学生・教職員の同居人	濃厚接触者	③④と同様の期間、入構不可	特別な対応なし	特別な対応なし	
⑥	本学学生・教職員本人	発熱等体調不良	2日間の健康観察後、体調不良が解消されれば入構可能*3	特別な対応なし	特別な対応なし	

*1 保健所との協議が終了するまでの間の対応は、新型コロナ対応チームが協議し、学長に上申、学長が対応を決定する。新型コロナ対応チームは、学校医、学生部長、総長・学長室長（または教学支援センター長）、保健管理室担当者、危機対策本部事務局担当で組織し、授業の休講を伴う場合は教務部長、直近に入試等の実施予定されている場合はアドミッション部長も加わり、関連部署が協力する。

*2 ただし、保健所等から指示があった場合は、それに従う。

*3 解熱剤を使用していない状態での解熱後（37.0℃未満）、2日間の健康観察をし、症状がなければ、3日目から本学学生・教職員本人の入構可。

※ その他、この表に記載のないケースで、発症の3日前以降に大学に入構履歴のある感染者が判明した場合は、できるだけ状況を把握したうえで、至急、総長・学長室までご連絡ください。

①、②の判定の例						
7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17	7/18
	3 日 前	2 日 前	1 日 前	微 熱 ・ 発 症	P C R 検 査	陽 性 判 明
上記の場合、感染者が						
7/13以降大学に入構していた場合①						
最終入構日が7/12以前の場合②						
発症日は保健所が指定						